総合型地域スポーツクラブインボルブ花巻　規約

第１章　総　則

（名　称）
第１条　本クラブは、「総合型地域スポーツクラブインボルブ花巻」（以下「本クラブ」という）と称する。

（事務局）
第２条　本クラブは、事務局を代表理事宅内に置く。
２　事務局は本クラブの運営に関する事務を行う。

（目　的）
第３条　本クラブは、地域住民のスポーツ活動の促進を図り、健康増進、生涯スポーツの振興、地域コミュニティの活性化を目的とする。さらに、スポーツを通じて地域課題を解決し、誰もが活躍できる持続可能な社会の実現に貢献することを目指す。

（事業内容）
第４条　本クラブは、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。
（１）　各種スポーツ教室・イベントの開催
（２）　競技スポーツの育成・支援
（３）　健康増進プログラムの実施
（４）　指導者の養成・研修
（５）　各種団体へのスポーツ指導者の派遣
（６）　物品の販売
（７）　地域コミュニティの活性化につながる事業
（８）　街づくり、環境保全に関する事業
（９）　その他、本クラブの目的達成に必要な事業

第２章　会　員

（会員の種別）
第５条　本クラブの会員は、次のように区分する。
（１）正会員（クラブの運営・活動に主体的に関わる個人）
（２）一般会員（クラブの活動に参加する個人）
（３）賛助会員（本クラブの趣旨に賛同し、支援する個人または団体）

（入会資格）
第６条　本クラブに入会できる者は、本クラブの目的に賛同する者とし、入会後は本クラブが定める諸規定を遵守する。

（除　名）
第７条　本クラブは前条の要件を満たさない構成員について、除名することができる。

（入会手続）
第８条　本クラブに入会を希望する者は、所定の手続きに従い申し込むものとする。

（会　費）
第９条　会員は、総会で定める会費を納入しなければならない。会費は年会費および月会費とし、その種類や金額は別途定める。
２　本クラブは、年会費とは別に、事業（教室）に応じて参加料を徴収することができる。
３　本クラブの活動に賛同し、支援を目的とする協賛を受け取ることができる。

（退　会）
第１０条　会員は、退会を希望する場合、所定の手続きを経てクラブに届け出るものとする。
２　本クラブは、会員で、年会費や月会費等を納入しない者を、原則として退会とみなすことができる。
３　会員が諸規定に反し、不適切な活動を行った場合は、退会させることができる。この場合、既納の会費等は返金しないものとする。

（会費の不返還）
第１１条　一旦入金した会費等は返還しないものとする。ただし、特別の事情があると認められる場合はこの限りでない。

第3章　組　織

（運　営）
第１２条　本クラブに、運営委員会（以下「委員会」という。）を設置し、クラブ全体の管理・運営を担当する。
２　委員会の委員は、原則として会員とし、会員の中から互選により総会で承認を受ける。
３　クラブの重要事項については、理事会の承認を得た上で運営委員会が執行するものとする。
４　運営委員会は、理事会の方針に基づき、日常の運営を担うものとし、その活動内容について理事会に報告する。
５　理事会は、クラブの基本方針を決定し、運営委員会の活動を監督するとともに、必要に応じて指導・助言を行う。

（役員の種別）
第１３条　理事会に次の役員を置く。
（１）代表理事　１名
（２）理事　若干名
（３）事務局長　１名
（４）監事　１名

（５）その他必要な役員

（役員の選任）

第１４条　役員は、正会員の中から選任し、総会で承認を受ける。

（役員の職務）

第１５条　代表理事は、本クラブを代表し、会務を統括する。

２　理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故あるときまたは代表理事が欠けた時は、その職務を代行する。

３　事務局長は、本クラブの事務局業務を統括し、運営に関する事務手続きを担当するとともに、理事会および総会の運営を補助する。

４　監事は、本クラブの会計の状況及び他の役員の業務執行の状況を監査し、これを総会に報告する。

（役員の任期）

第１６条　役員の任期は、２年とする。但し、再任を妨げない。

２　補欠により選任された役員の任期は、残任期間とする。

３　役員は、辞任または任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を遂行する。

（役員の解任）

第１７条　役員が次の各号の一つに該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

（１）　心身の故障のため、職務の遂行に耐えないと認められるとき。

（２）　職務上の業務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

第４章　会　議

（区　分）

第１８条　本クラブの会議は、総会、理事会とする。

（総　会）

第１９条　本クラブの総会は、毎年１回開催し、次の事項を決議又は承認する。

（１）事業報告、決算に関すること。

（２）事業計画、予算に関すること。

（３）規約の改正に関すること。

（４）役員の選出に関すること。

（５）その他、本クラブに関して重要な事項。

２　総会は、代表理事が招集し、議長となる。

３　総会は、成人会員の１／２以上の出席をもって成立とする。但し、委任状により他の出席会員を代理人とする者は出席とみなす。

４　総会の決議は、出席者の過半数で決定し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

５　本規約の改正は、出席者の２／３以上の同意を必要とする。

６　代表理事が必要と認めるとき又は会員の３分の２以上の者が開催を要求したときは、臨時総会を開かなければならない。

（総会の議事録）
第２０条　総会の議事については、議事録を作成する。

（理事会）
第２１条　理事会は、理事をもって構成する。但し幹事を除く。
２　理事会は、年６回以上開催し、次の事項を決議し決定する機関とする。
（１）　事業、予算の執行に関すること。
（２）　事業報告書、決算報告書の作成に関すること。
（３）　事業計画案、予算案の作成に関すること。
（４）　その他総会により委任された事項の執行に関すること。
３　理事会は、代表理事が招集し、議長となる。
４　理事会は、理事及び事務局長の１／２以上の出席をもって成立とする。
５　理事会の決議は、出席者の過半数で決定し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

第5章　会　計

（資　金）
第２２条　本クラブの資金は以下のとおりとする。
（１）会費
（２）事業等による収入
（３）国、県、市、スポーツ振興団体等からの補助金、助成金
（４）寄付金、協賛金
（５）その他

（資金の管理）
第２３条　本クラブの資金は、事務局が管理する。

（事業計画及び予算）
第２４条　本クラブの事業計画及び予算は、総会の議決を経て定めなければならない。

（事業報告及び決算）
第２５条　本クラブの事業報告及び決算は、監事の監査を受け、毎会計年度終了後３ヶ月以内に総会の承認を得なければならない。

（会計年度）
第２６条　本クラブの会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。

第６章　事故の責任

（事故の責任）
第２７条　会員は、本クラブの活動に際し、本クラブの諸規定及び施設管理者並びに指導者の指示に従い、自己の責任において活動するものとする。これに違反して、盗難、傷害、事故等が発生しても、本クラブ及び指導者等に対して一切の傷害賠償を請求しないものとする。

（保険の加入）
第２８条　本クラブは、会員の活動中の傷害に備えるため、スポーツ関係の傷害補償保険に加入する。
２　本クラブは活動中の傷害については、その保険の補償範囲内でのみ対応するものとするものとし、未加入者の活動中の事故については、本クラブにおいて一切の責任を負わないものとする。

第７章　雑　則

（規約の改正）
第２９条　本規約の改正は、理事会の決議を経て、総会の承認を得なければ改正することができない。

（守秘義務）
第３０条　本クラブ内で知り得た個人に関する情報は、何人もこれを他言または部外への持ち出しを禁ずる。

（委　任）
第３１条　本規約に定めのない事項及び運営上必要な事項は、代表理事が理事会の決議を経て別に定める。

附　則

本規約は、令和７年３月29日から施行する。